(三)　関係地方公共団体は、(二)により作成しようとする基盤整備等計画等について必要な事項を協議するため、首都中枢機能維持基盤整備等協議会を組織するものとした。（第一五条関係）

(四)　認定を受けた基盤整備等計画に基づく基盤整備事業に関し、開発許可の特例等を定めることとした。（第一六条～第二〇条関係）

5　地方緊急対策実施計画の作成等

(一)　1の(三)の(1)による緊急対策区域の指定があったときは、その全部又は一部の区域が緊急対策区域である都県（以下「関係都県」という。）の知事（以下「関係都県知事」という。）は、緊急対策推進基本計画を基本として、当該緊急対策区域において実施すべき緊急対策に関する計画（以下「地方緊急対策実施計画」という。）を作成することができることとし、国は、関係都県に対し、地方緊急対策実施計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならないこととした。（第二一条及び第二三条関係）

(二)　関係都県知事は、緊急対策区域内において首都直下地震による被害の軽減を図る上で効果的な活動を行うと認められるものを、住民防災組織として認定することができることとした。（第二三条関係）

6　特定緊急対策事業推進計画に係る特別の措置

(一)　特定地方公共団体（関係都県又はその全部若しくは一部の区域が緊急対策区域である市町村（特別区を含む。以下「関係市町村」という。）をいう。以下同じ。）は、単独で又は共同して、当該特定地方公共団体に係る緊急対策区域内の区域について、特定緊急対策事業(二)による特別の措置の適用を受ける事業をいう。以下同じ。）の実施又はその実施の促進による首都直下地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進を図るための計画（以下「特定緊急対策事業推進計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができることとした。（第二四条～第三一条関係）

(二)　特定地方公共団体が、特定緊急対策事業として、緊急防災建築物整備事業（特定緊急対策事業推進計画の区域内において避難施設その他の地震防災対策の円滑かつ迅速な推進のために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。）を定めた特定緊急対策事業推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後、特定行政庁が許可した場合には、都市計画として定められている用途地域における用途制限を緩和することとするほか、特定緊急対策事業の実施に関し特例措置を講ずることとした。（第三二条～第三四条関係）

7　雑則

(一)　国は、首都直下地震に関する観測及び測量のための施設等の整備に努めなければならないこととした。（第三五条関係）

(二)　この法律に定めるもののほか、国は、関係都県及び関係市町村に対し、首都直下地震に係る地震防災対策の実施に関し、当該地域の実情に応じ、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を行うよう努めなければならないこととした。（第三六条関係）

(三)　緊急対策区域に係る災害対策基本法第二条第三号に規定する指定行政機関の長及び関係都県知事は、必要に応じ、当該区域に係る関係市町村の長その他の者と連携して、首都直下地震に係る総合的な防災訓練を行わなければならないこととした。（第三七条関係）

(四)　国及び地方公共団体は、首都直下地震が発生した場合において、関係都県及び関係市町村の業務が円滑かつ適切に実施されるよう、広域的な連携協力体制の構築に努めなければならないこととした。（第三八条関係）

(五)　国は、首都直下地震に係る地震防災対策の推進に関する施策を実施するため必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとすることとした。（第三九条関係）

8　その他

その他関係法律等について、所要の規定の整備等を行うこととした。

9　施行期日

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第三二〇号）（総務省）

1　平成二六年四月一日から枚方市を地方自治法第二五二条の二二第一項の中核市として指定することとした。

2　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第三二一号）（総務省）

1　平成二六年四月一日から佐賀市を地方自治法第二五二条の二六の三第一項の特例市として指定することとした。

2　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇港湾法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三二二号）（国土交通省）

港湾法の一部を改正する法律（平成二五年法律第三一号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、平成二五年一二月一日とすることとした。

◇港湾法施行令の一部を改正する政令（政令第三二三号）（国土交通省）

1　特定港湾管理者等に対する国土交通大臣の助言の職権を地方整備局長又は北海道開発局長も行うことができることとした。（本則関係）

2　宅地建物取引業者が宅地建物取引主任者をして宅地又は建物の売買等の契約の成立までに相手方等に説明しなければならない法令上の制限として、共同化促進施設協定に係る承継効に関する規定を追加することとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、平成二五年一二月一日から施行することとした。

◇海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三二四号）（国土交通省）

1　船舶において使用する燃料油の品質について特別の基準を定める海域として、米国カリブ海海域を追加することとした。（第一一条の一〇関係）

2　この政令は、平成二六年一月一日から施行することとした。

◇海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法の施行期日を定める政令（政令第三二五号）（国土交通省）

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二五年法律第七五号）の施行期日は、平成二五年一一月三〇日とすることとした。

◇海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（政令第三二六号）（国土交通省）

1　海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第二号の政令で定める海域は、北緯八度五二分東経七八度八分の点と北緯六度五六分東経七九度五四分の点を結んだ線、北緯七度二分東経八一度五〇分の点、南緯一〇度東経八一度五〇分の点及び南緯一〇度東経三九度四八分の点を順次結んだ線、北緯二五度五九分東経五六度二四分の点と北緯二五度五〇分東経五七度一九分の点を結んだ線並びに陸岸により囲まれた海域（公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。）に限る。）とすることとした。（第一条関係）

2　法第二条第四号の政令で定める物資は、原油とすることとした。（第二条関係）

3　法第七条第二号ロの政令で定める病気、同号ヌの政令で定める罪及び同号ルの政令で定める罪の範囲を定めることとした。（第三条～第五条関係）

4　法第一四条第一項の政令で定める外国の領海は、北緯一二度四七分東経四五度の点、北緯一一度四八分東経四五度の点及び北緯一一度二七分東経四三度一五分の点を順次結んだ線、北緯一六度二三分東経三九度一〇分の点と北緯一六度二三分東経四二度四七分の点を結んだ線並びに陸岸により囲まれた海域内の外国の領海とすることとした。（第六条関係）

5　この政令は、法の施行の日（平成二五年一一月三〇日）から施行することとした。